14　ホの⑴については、指定障害福祉サービス基準第125条の５に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

15　ホの⑵については、第６の１の注３に規定する基準該当生活介護、第10の１の注３の⑵に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは第11の１の注５の⑵に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）又は児童福祉法に基づく指定通所支援基準第54条の12の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の６において準用する同令第54条の12の規定による基準該当放課後等デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

15の２　利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所をいう。４及び14において同じ。）において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の３　指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第２項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

15の４　ニについては、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第125条の２第２号又は第125条の３第２号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の⑴又は⑵に掲げる割合以上であるものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

⑴　100分の35　15単位

⑵　100分の25　10単位

16　（略）

17　利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（１のイの⑵若しくは⑷又はハの⑷、⑸若しくは⑹を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は、算定しない。

２　短期利用加算　30単位

注　指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、１年につき30日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

２の２　常勤看護職員等配置加算

イ　利用定員が６人以下　10単位

ロ　利用定員が７人以上12人以下　８単位

ハ　利用定員が13人以上17人以下　６単位

14　ニ⑴については、指定障害福祉サービス基準第125条の２に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

15　ニ⑵については、第６の１の注３に規定する基準該当生活介護、第10の１の注３の⑵に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは第11の１の注５の⑵に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第54条の８の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の４において準用する同令第54条の８の規定による基準該当放課後等デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

（新設）

（新設）

（新設）

16　（略）

17　利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間（１のイの⑵若しくは⑷又はハの⑷、⑸若しくは⑹を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は、算定しない。

２　短期利用加算　30単位

注　指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、１日につき所定単位数を加算する。

（新設）